

令和4年9月市議会定例会

企画管理部

議案説明資料

目 次

【予算案件】

- 1 令和4年9月 企画管理部補正予算（案）総括表…………… 1頁
- 2 移住支援事業について…………… 2頁
- 3 官民連携推進事業について…………… 3頁

【条例案件】

- 4 富山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の件… 4頁

1 令和4年9月 企画管理部補正予算（案）総括表

【一般会計】

(単位：千円)

区分 予算科目(款・項)	補正前の額	今回補正額	補正後の額	備考
企画管理部 合計	9,264,796	327,439	9,592,235	
(款2) 総務費	9,264,796	327,439	9,592,235	
(項2) 企画費	9,264,796	327,439	9,592,235	企画事務費 12,500 官民連携推進事業費 314,939

【企画事務費】

2 移住支援事業について

[企画調整課]

(1) 補正額 12,500千円

財源内訳	県補助金	9,375千円
	一般財源	3,125千円

(2) 事業目的

東京23区に在住していた方、または東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）から東京23区に通勤していた方が、本市へU I Jターンし、就業（テレワーク含む）もしくは起業した場合に補助金を交付することで、東京圏からのU I Jターンの促進及び市内中小企業等の人材確保に繋げるもの。

令和4年4月以降に世帯で移住した場合は、18歳未満の子ども一人につき300千円を加算する。

(3) 事業内容

(歳出予算科目) 補助金 12,500千円

(内訳)	単身	600千円×	2世帯=	1,200千円
	世帯	1,000千円×	8世帯=	8,000千円
	子ども加算	300千円×	11人=	3,300千円

※本事業は令和元年度より実施しており、組織改正に伴い、令和4年4月分から所管を商業労政課から企画調整課へ移行したものです。

【官民連携推進事業費】

3 官民連携推進事業について

[行政経営課]

(1) 補正額 314,939千円

財源内訳	市債	236,700千円
	(公共施設等適正管理推進事業債)	
	一般財源	78,239千円

(2) 事業目的

地域の公共施設を再編して複合化のモデルとする大沢野地域及び大山地域の公共施設複合化事業について、新規複合施設の整備を進める。

(3) 事業内容

ア. 物価変動に伴うサービス購入費の増額 (委託料168,927千円)

昨今の急激な工事資材等の価格高騰を受け、大沢野・大山地域で事業を担う各SPCより物価変動に伴うサービス購入費の変更に関する協議があったことから、事業契約に基づきサービス購入費(施設整備分)を変更するもの。

(内訳) ①大沢野地域公共施設複合化事業 83,028千円

②大山地域公共施設複合化事業 85,899千円

イ. 設計内容の変更による一時金支払い額の増額 (委託料146,012千円)

公共施設の設計内容が、実施設計の完了時において提案時から変更となったことから、事業契約に基づき一時金として支払うサービス購入費(施設整備及び解体の一部)の支払い額を変更するもの。

(内訳) ①大沢野地域公共施設複合化事業 146,012千円

(参考) 提案時と実施設計完了時における複合施設各部門の面積割合の比較

区分	提案時 (契約時)	実施設計 完了時	増減
行政サービスセンター部門	30.8%	23.1%	△7.7%
地域交流センター・図書館部門	69.2%	76.9%	+7.7%

* 事業契約において、一時金は主に「地域交流センター・図書館部門の整備費用」及び「既存施設解体撤去費の一部」としている。

4 富山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の 条例制定の件

[職員課]

1 改正の趣旨

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年を引き上げるほか、関係条例に係る所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 定年の引上げ（定年延長）

（現行）60歳（医師及び歯科医師は65歳）

↓

（改正後）65歳（保健所に勤務する医師及び歯科医師は70歳、

保健所以外に勤務する医師及び歯科医師は65歳）

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13～
定年	61歳 (66歳)		62歳 (67歳)		63歳 (68歳)		64歳 (69歳)		65歳 (70歳)

※保健所に勤務する医師及び歯科医師の定年は括弧内の年齢

(2) 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入

ア. 管理職手当の支給対象となっている職（医師・歯科医師を除く）については、

60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの間に、他の職（非管理監督職）へ降任を行うもの。

イ. 公務上必要がある場合には、引き続き管理監督職として勤務させることができる特例任用を設けるもの。

(3) 定年前再任用短時間勤務制の導入・暫定再任用制度（フルタイム・短時間）の措置

ア. 60歳以後に退職した職員については、定年退職日に当たる日まで短時間勤務職員として再任用することができるもの。

イ. 定年延長の経過期間において、定年退職後、65歳まで再任用ができるよう、現行の再任用制度と同様の仕組み（暫定再任用制度）を措置するもの。

(4) 情報提供・意思確認制度の導入

職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以後の任用や給与等に関する情報を提供するものとし、職員の60歳以後における勤務の意思を確認するもの。

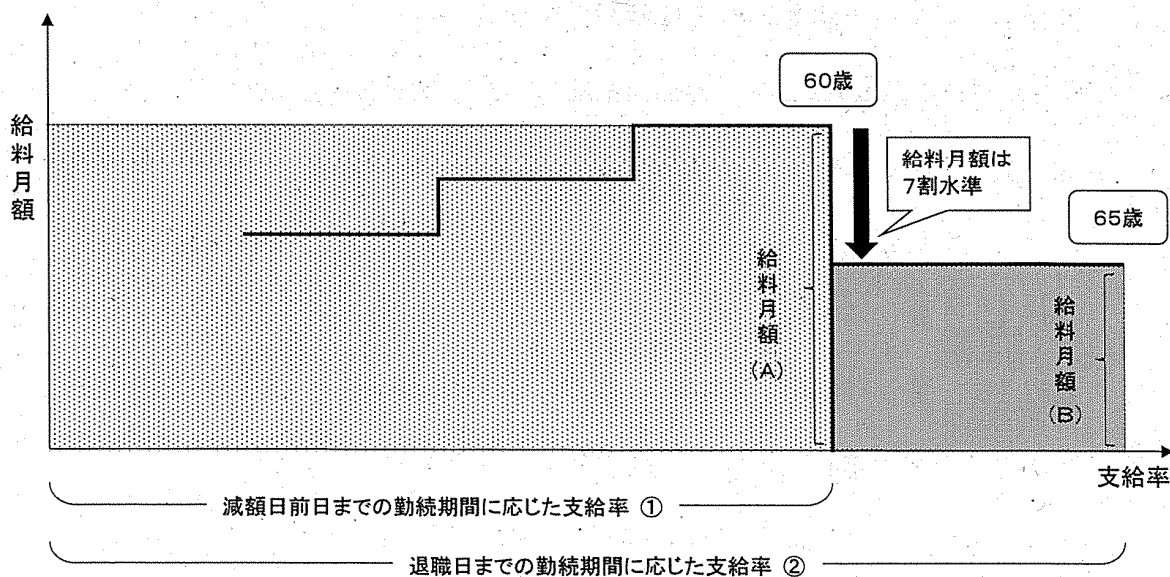
(5) 60歳に達した職員の給与

ア. 当分の間、60歳に達した日後の最初の4月1日以後の給料月額を7割水準とするもの。

イ. 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の給与は、再任用制度と同様とするもの。

(6) 退職手当の基本額に係る特例・応募認定退職

ア. 当分の間、60歳に達した日の属する年度の3月31日以後に退職した場合に、定年引上げ前に定年退職する場合と比べ退職手当が下がらないようにするもの。



イ. 応募認定退職について

①対象者

定年引上げ前の定年（60歳）から15年を減じた年齢（45歳）以上の職員を対象とするもの。

②退職手当の割増期間

割増期間は、定年引上げ前の定年（60歳）までの15年間とするもの。

③退職手当の割増率

割増率は、定年引上げ前の定年（60歳）までの残る年数1年につき3%を一律に加えるもの。（3%～45%）

（7）その他

地方公務員法の改正に伴い所要の規定を整備するもの。

3 改正する条例

条文	条例名称
第1条	富山市職員の定年等に関する条例
第2条	富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
第3条	富山市職員の育児休業等に関する条例
第4条	公益的法人等への富山市職員の派遣等に関する条例
第5条	外国の地方公共団体の機関等に派遣される富山市職員の処遇等に関する条例
第6条	富山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
第7条	富山市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
第8条	富山市職員の給与に関する条例
第9条	富山市職員の退職手当支給条例
第10条	富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

第 11 条	富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
第 12 条	富山市職員の再任用に関する条例（廃止）

参考：定年延長後の職員の勤務形態等に関するイメージ（例：定年63歳の場合）

59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
常勤職員		常勤職員 ※給料月額は7割水準 ※管理監督職は役職定年(非管理職)			定年	暫定再任用職員 ※定年引上げ期間中の制度
情報提供・ 意思確認		退職	定年前再任用短時間勤務職員			暫定再任用職員 ※定年引上げ期間中の制度

4 施行期日

令和5年4月1日（ただし、2（4）は公布の日）